ID:　118

担当部署:　市民生活部 環境・経済室 環境課

| | |
|---|---|
| **処分の概要** | 愛玩動物の飼養方法に係る措置命令 |
| **例規名<br>根拠条項** | 緑ゆたかな美しいまちづくり条例　第51条 |
| **例規番号** | 平成11年条例第10号 |

**【根拠条文】**

（勧告又は命令）

第51条　市長は、前条の規定に違反し、近隣住民の身体若しくは生活環境を著しく害し、又は危害を及ぼすおそれがあると認められる所有者等に対し、飼養方法の改善その他その違反を是正するため、必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

**【基準】**

根拠条文及び緑ゆたかな美しいまちづくり条例施行規則第21条の規定による。

（勧告又は命令）

第21条　条例第46条及び第51条の規定による市長の勧告又は命令は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

(1)　周囲の美観、清潔及び衛生を著しく害するおそれのあるとき。

(2)　犯罪又は災害を誘発するおそれのあるとき。

(3)　前2号に掲げるもののほか、人の健康で安全かつ快適な生活環境を著しく害し、又は害するおそれのあるとき。

(4)　愛玩動物による人の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれのあるとき。

2　前項の勧告又は命令は、措置事項、措置期限、措置を講ずべき事由その他必要な事項を記載した書面によるものとする。

3　命令は、勧告した後でなければ行ってはならない。

**備考**

| | | | |
|---|---|---|---|
| **設定年月日** | 平成28年4月1日 | **最終変更年月日** | 令和5年4月1日 |